

## 2 設計業務等積算要領

### 第1章 総則

#### 1 基本事項

本要領は、建築設計業務等積算基準（以下「積算基準」という。）に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。

#### 2 設計業務等委託料の積算に関する事項

##### 2-1 業務人・時間数

- (1) 設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務及び追加業務の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- (2) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）に関する業務（以下「耐震診断業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添一第1項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」という。）及び契約書並びに質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書（以下「契約図書」という。）等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」という。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- (3) 工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務及び追加業務の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- (4) 複数の棟の設計業務、工事監理業務または耐震診断業務を委託する場合の業務人・時間数は、原則として、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。
- (5) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務または耐震診断業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務または耐震診断業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。
- (6) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。

##### 2-2 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士として2年または同法第2条第3項に規定する二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師（C）」の単価を用いることができるものとする。

##### 2-3 床面積の合計

第2章 2-2、4-2、6-2、または7-2における床面積の合計は、設計、工事監理または耐震診断の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章 2-2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

## 2-4 諸経費率

諸経費率は、1.1を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章 4または7による場合の諸経費率は、1.0を標準とする。

## 2-5 技術料等経費率

技術料等経費率は、0.15を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章 4または7による場合の技術料等経費率は、0.2を標準とする。

## 3 契約変更の扱い

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加または変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。
- (2) 計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計または成果図書の図面枚数と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計または図面枚数との差による業務人・時間数の変更は行わないものとする。
- (3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として当初の契約金額から消費税相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じ、さらに消費税相当額を加えて得た額とする。